

災害時における支援協力に関する協定書

新潟県三条市

新潟県行政書士会

災害時における支援協力に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と新潟県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の災害応急支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、三条市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第 2 条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害で、甲が三条市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（行政書士業務の範囲）

第 3 条 甲の要請により乙、及び乙の会員が行う行政書士業務は、主に別表に掲げる行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 1 条の 2 及び同条の 3 の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「災害応急支援業務」という。）とする。

- （1）甲の依頼による乙の会員の派遣
- （2）乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- （3）その他、甲が必要と認める業務

（連絡体制等の整備）

第 4 条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における災害応急支援業務に関する連絡責任者を定め、それぞれ相手方に報告する。

- 2 乙は、あらかじめ災害時における災害応急支援業務に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保、動員する方法を定める。
- 3 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告する。

（協力の要請）

第 5 条 甲は、災害応急支援業務を実施する必要があると判断したときは「協力要請書」（第 1 号様式）により、乙に協力要請をする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請、その後速やかに「協力要請書」を送付する。

- 2 前項の要請があった場合、乙は特別の理由がない限り協力する。
- 3 甲は、第 2 条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、本条第 1 項と同様に要請することができる。

（協力の実施）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、第 3 条に掲げる業務について協力する。

(実施報告)

第 7 条 乙は前条に基づき災害応急支援業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「支援活動報告書」(第 2 号様式)に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告する。ただし、書類による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後、速やかに「支援活動報告書」を提出する。

- (1) 業務の実施場所及び期間
- (2) 業務の内容
- (3) 業務に従事した者の氏名及び連絡先
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第 8 条 乙の業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、災害の規模や実施期間、実施回数、内容等を勘案の上で乙の負担とすることが不相当となった場合には、甲乙の協議の上で、甲も一部負担することができる。

(被災者の負担)

第 9 条 乙は、甲の要請による災害応急支援業務について、被災者に負担を求めない。ただし印紙、証紙、登録印紙、その他官公署納付金等の実費については、この限りでない。

(協定期間及び更新)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし期間満了となる日の 30 日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して 1 年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(雑則)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 10 月 18 日

甲 新潟県三条市旭町 2 丁目 3 番 1 号
三条市
代表者 三条市長

滝 沢 亮

乙 新潟市中央区笹口 3 丁目 4 番地 8
新潟県行政書士会
会 長

相 羽 利 子

別表

(別表) 行政書士が対応できる災害支援の相談及び手続きの例

行政書士法第1条の2及び同条の3に係る業務の内容

- 1 被災証明書の申請に関する事
- 2 仮設住宅の申し込みに関する事
- 3 災害派遣等従事車両の申請に関する事
- 4 災害給付金等の申請に関する事
- 5 行政書士が行うことができる税の減免等の申請に関する事
- 6 各許認可手続きの延長特例等に関する事
- 7 軽自動車、普通自動車及び二輪車の登録抹消の申請に関する事
- 8 戸籍、住民票等各証明書の交付申請に関する事
- 9 その他、甲から要請のあった事項

年 月 日

依頼 NO. _____

災 害 時 協 力 要 請 書

新潟県行政書士会長 _____ 様

_____ 市長

災害時応援協定に基づき下記業務を要請いたします。

記

依頼業務			
業務場所			
業務内容			
派遣依頼者 概算	○人/日		
依頼部署		担当者名 (電話番号)	
備考			

年 月 日

依頼 NO. _____

災害時支援活動報告書

市長

新潟県行政書士会長

災害時応援協定に基づき実施した下記業務が完了しましたので、報告いたします。

記

受託業務	
業務場所	
業務内容	
実施期間等	期 間:〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日 派遣人員:〇人/日(延べ人数:〇人)
備 考	